

益田地区広域市町村圏事務組合（以下「広域組合」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 6 条の規定に基づき、益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を、特定事業として選定したので、P F I 法第 8 条の規定により、特定事業の選定に係る客観的な評価の結果を公表する。

平成 16 年 8 月 5 日

益田地区広域市町村圏事務組合 代表理事 益田市長 牛尾郁夫

特定事業の選定について

第 1 本事業の内容

1. 事業名

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業

2. 対象となる施設

(1) 名称

益田地区広域クリーンセンター

(2) 事業実施場所

島根県益田市多田町地内

3. 事業概要

本事業は、広域組合構成市町村から発生する収集及び持込可燃ごみ、リサイクルプラザ残渣、汚泥等を適正に処理するために、本事業を実施する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が一般廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）を整備し運営を行うものである。

4．事業範囲

選定事業者が行う事業の範囲は以下のとおりとする。

(1) 施設の整備段階における業務

- 機械設備の設計・施工
- 建築物等の設計・施工
- 本施設の工事監理
- 生活環境影響調査
- 国庫補助金申請手続き
- 一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き
- 周辺住民への対応
- 管理区域の清掃及び除草
- その他本事業を実施するうえで必要な業務

(2) 施設の運営段階における業務

- 処理対象物の受入れ及び処理
- 副生成物等の有効利用又は最終処分
- 環境保全の管理
- 本施設の維持管理
- 施設見学者への対応
- 本施設の警備
- 管理区域の清掃及び除草
- 広域組合への本施設所有権の移転手続き
- その他本事業を実施するうえで必要な業務

5．事業方式

事業方式は、選定事業者が本施設を所有することとしたうえで本施設の整備・運営及び維持管理を一体的に行い、事業契約に示される期間満了後、広域組合に本施設の所有権を移転するBOT (Build Operate Transfer) 方式とする。

第2 評価の結果

本事業をPFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、広域組合が自ら本事業を実施する場合と比べて、事業期間を通じた広域組合の財政負担額を約6%縮減することが期待できるとともに、実施方針に掲げた「安心・安全で安定した施設の稼働」、「リサイクルの推進」、「環境負荷の低減」、「周辺環境との調和」、「地域との連携と融和」及び「ライフサイクルコストの削減」に係る定性的な事項についても効果が認められた。

以上の結果、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認められるため、特定事業として選定する。

第3 評価の内容

1. 評価の方法

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた広域組合の財政負担の縮減を期待できること、又は広域組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。

広域組合の財政負担見込額の算定にあたっては、直営事業の場合と同等の地方交付税措置等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2. 定量的評価

(1) 広域組合の財政負担見込額算定

本事業を広域組合が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり設定した主な前提条件は、表-1に示すとおりである。

表-1 広域組合の財政負担見込額算定の前提条件

項目	広域組合が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間 : 約 18 年間 (整備期間 約 3 年間, 運営期間 約 15 年間) ・ 計画処理量 : 約 18,700 t / 年 	
施設規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理能力は稼働日数 280 日 / 年で設定 ・ 溶融方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理能力は稼働日数 330 日 / 年で設定 ・ 溶融方式
財政負担額の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の整備段階における業務費 ・ 施設の運営段階における業務費 ・ 本事業の実施に必要な施設の整備段階及び運営段階における公共部門の間接費 (人件費) ・ なお, 国庫補助金相当額及び地方交付税措置額を考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の整備段階における業務費に係るサービス対価 ・ 施設の運営段階における業務費に係るサービス対価 ・ ただし, 上記各サービス対価には選定事業者のアドバイザー委託料, 建中金利, 金融機関手数料, SPC の設立時に必要な費用, 供用開始前の SPC の運営に必要な費用 (一般管理費 (人件費、監査費用等)), 保険料, 公租公課に相当する費用を含む。 ・ アドバイザー委託料 (広域組合分) ・ 本事業の実施に必要な施設の整備段階及び運営段階における広域組合の間接費 (人件費)。 ・ なお, 選定事業者が申請する国庫補助金及び広域組合が負担する整備費相当分 (金利相当額を含む) について直営事業の場合の地方債充当率, 交付税措置率を勘案して算定した地方交付税措置額を考慮する。 ・ 選定事業者から広域組合への税収は考慮しない。
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金, 地方債, 財源対策債 ・ 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財源
施設整備費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調査 (見積) に基づき設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調査 (見積) に基づき設定。
維持管理費・運営費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調査 (見積) に基づき設定 (運営費の一部は広域組合の資料に基づき設定)。 ・ 溶融スラグは益田市の処分場で最終処分する費用と同等額で全量リサイクル出来るものとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費調査 (見積) に基づき設定 (運営費の一部は広域組合の資料に基づき設定)。 ・ 同左
共通の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率 : 3.5% ・ 物価変動 : 考慮しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 選定事業者の採算性 DSCR > 1.1 EIRR > 5.0% 自己資本比率 初期投資額の 15%

(2) 広域組合の財政負担の比較

(1) 項の前提条件に基づく財政負担額について、広域組合が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合の広域組合の財政負担見込額（現在価値換算後）を表-2に示す。なお、リスク調整として保険料相当額を考慮した。また、ここに示す金額は現在価値換算後の広域組合の財政負担見込額に基づいて算定したものであり、入札予定価格に基づいて算定したものではない。

表-2 財政負担見込額

項目	金額（現在価値換算後）	割合
広域組合が直接実施する場合(a)	7,950 百万円	100
PFI事業として実施する場合(b)	7,473 百万円	94
財政負担見込みの軽減額(a-b)	477 百万円	6

3. 定性的評価

本事業をPFI事業として行うことにより、以下のような定性面での効果を期待することが出来る。

- ・ 施設の設計、建設、維持管理及び運営を一括かつ長期契約を前提に性能発注を行うことにより、設計・施工リスク、資金調達リスク、施設保有リスク、運営（運転）に起因するリスク等が選定事業者へ移転されるため、選定事業者の経営能力、技術力、経験等が十分に発揮され、より効果的かつ効率的な事業実施が期待できること。
- ・ 選定事業者が資材品等の調達コストに係るマーケットリスク等を負うことによる独自の調達ルート・長期契約等を活用した価格抑制効果や、本施設の運営に伴って発生する副生成物の有効利用への柔軟な対応が期待でき、資源循環と最終処分量の減量化への寄与が期待できること。
- ・ 要求水準書に基づく定期的なモニタリングと業績に連動した支払いシステムにより、安定的にサービス水準を確保することができること。
- ・ 施設見学者対応、周辺環境と調和した建築デザインや緑地計画、運転状況のわかりやすい情報開示方法の採用等に選定事業者の有する多様なノウハウの活用が期待できること。
- ・ このように、実施方針に掲げた「安心・安全で安定した施設の稼働」、「リサイクルの推進」、「環境負荷の低減」、「周辺環境との調和」、「地域との連携と融和」及び「ライフサイクルコストの削減」への寄与が期待できること。